

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

★裁判員制度実施2年目に向けて

本年5月21日から裁判員制度が始まり、これまで円滑に実施されています。平成22年分の裁判員候補者名簿についても、昨年と同様に、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出して地方裁判所に提出した名簿を基に、全国の地方裁判所本庁50か所(都道府県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路)と地方裁判所支部10か所(立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山)で作成されます。

★裁判員候補者名簿に登録される人数は？

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、今回平成22年分の名簿に登録される人数は、約34万5,000人です。

★裁判員候補者名簿記載通知について

裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。

この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

この通知は、来年2月ころから平成23年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。



★調査票について

裁判員候補者名簿に登録された方には、この名簿記載通知のほか、調査票をお送りします。

調査票では、①裁判員になることができない職業に就いているかどうか（就職禁止事由への該当の有無）、②1年を通じての裁判員の辞退希望の有無・理由、③月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、その特定の月における辞退希望の有無・理由をお尋ねします。

このうち、①の裁判員になることができない職業に就いている方、②の70歳以上の方や学生などで、来年1年間辞退を希望するとした方には、裁判所からお知らせ（呼出状）が届くことはありません。

また、③の月の大半にわたって裁判員となることが困難であるとする理由が辞退事由に当たると認められた場合には、その月に審理が行われる裁判員対象事件の裁判員候補者に選ばれても裁判所からお知らせ（呼出状）が届くことはありません。

なお、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、具体的な裁判の日程を前提に、あらためて辞退のご希望をうかがいます。

調査票をお送りするのは、裁判員候補者の方の事情を早期に把握しご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等に裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためです。調査票のいずれの項目にも当てはまらない方は、返送は不要です。

★ご理解とご協力をお願いします

これからも裁判員制度のウェブサイトなどで様々な情報をお伝えしていきますので、是非とも裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibainin.courts.go.jp/>

※辞退を申し出ることができる事由など裁判員制度の詳しい情報は[こちら](#)へどうぞ

裁判員ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのサイトよりどうぞ

